

議案第5号

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成31年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>